

<別紙 1 >

脆弱性の評価

埴町国土強靱化地域計画
(令和2年3月)

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－（１）地震等による建物・交通施設等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化等）＜まち整備課＞

住宅の倒壊によって多くの死傷者が発生するほか、主要道路沿いの家屋が地震により倒壊することによって避難や緊急物資の輸送に支障をきたす恐れがある。また、被災者への情報伝達も滞ることから、緊急輸送路や地域の主要道路沿線の家屋等を主とした耐震化を図る必要がある。

町の木造住宅の耐震化率は 61.2%（埴町耐震改修促進計画H21）である。目標 90%の達成のため国の交付金事業により木造住宅耐震診断者派遣事業及び木造住宅耐震改修支援事業に取り組み住宅の耐震化を図る必要がある。

（町有施設（庁舎等）の耐震化等）＜施設等を管理する課等＞

役場庁舎の耐震化率は 0.7 であり防災拠点としての 0.75 を下回っている。一部サーバーなどは防災庁舎に移動しているが、大規模地震などによる端末の破損などは事務処理に混乱をきたす恐れがある。また、防災情報の発信基地は、浸水区域にありまた耐震化されない施設にあることから、洪水、地震時の情報発信ができなくなる恐れがあり、施設の耐震化及び重要書類、重要物の浸水を免れる場所への配置を進める必要がある。

（教育施設の耐震化等）＜学校教育課＞

幼稚園、小学校、中学校の耐震化率は 100%となっているが、更なる安全性向上を図るため、学校体育館の窓ガラスの飛散防止対策等の非構造部材耐震対策等も含め、一層の促進を図る必要がある。

（公共施設等の長寿命化の推進）＜施設等を管理する課等＞

平成 29 年度に策定した「埴町公共施設等総合管理計画」に基づき、町道・林道・体育館施設の計画が策定されている状況であり、令和 2 年度中にその他施設等の個別施設計画が策定される予定となっている。

（消防団の充実・強化）＜生活環境課＞

消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしているが、被用者の増加、高齢化等により団員数が年々減少しており、持続的な消防団員の確保が課題である。対策の一環として、消防協力隊の確保について、従来の取組を見直し、組織体系の強化を検討する。

（公園施設の減災対策等）＜まち整備課＞

都市公園等は、遊具等の施設が配置されているだけで、災害時に支障が出る恐れはないが、災害時には指定はしていないものの、避難所としての利用も考えられる。当該公園は土砂災害計画区域に隣接しており土砂災害の危険も想定されることから、土砂災害の隣接区域であることの明示など地域住民への周知が必要である。

(橋梁施設の耐震対策等) <まち整備課>

平成 28 年 29 年度の 2 年間で橋梁 101 橋の点検を行っており、その結果、19 橋がレベルⅢ(早期措置段階)の判定であり緊急性の高いものから順次、着手し改修工事を行っている状況である。橋梁の補修を目的としているが、主要町道については耐震化対策を講じることも検討していく必要がある。

(空き家対策の推進) <まち振興課>

近年、人口減少や社会ニーズの変化等により空家が年々増加し、適切な管理が行われない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。このような状況のなかで、生活環境保全等の観点から空家等の活用への対応が必要となったことから、国は平成 27 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行した。当町においても、空家等に対する対策を推進するために、「埴町空家等対策計画」を平成 30 年度に策定し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することを目指して取り組んでいる。

県道及び町道沿道の特定空き家等(未指定)について住民から対策を要望されているが、所有者の特定など個人財産保護等の制約により滞っている。今後危険空き家が増加し、これらの倒壊によって、通行者へ影響ばかりでなく、有事の際の避難、物資輸送を阻害することが予想されるため、特定空き家の指定を速やかに行い、道路通行等に影響を及ぼさない空き家除去が必要である。

1 - (2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(都市下水路の整備等) <まち整備課>

台風や集中豪雨などの降雨により下水路流末(代官町地内)での内水被害が発生している。また、平成 30 年度に実施した都市計画区域内下水路整備基本計画の見直しにおいて、流量を処理しきれないという箇所も一部あり、さらに排水ポンプ及び調整池をそれぞれ 2 箇所ずつ設置する必要があるとの結果もでており、早急に雨水排水対策を講じる必要がある。また、市街地周辺部の水田が荒廃し、従来の雨水貯水機能が著しく低下している。水田の適正な管理又は排水施設の整備、貯留機能を持った土地利用などを検討していく必要がある。

(河川管理施設の整備等) <まち整備課>

台風や集中豪雨などの治水対策として河川管理者に対し河川改修や河川施設の長寿命化等を要請するとともに大規模自然災害に対しては迅速かつ的確な初動対応のため連携強化を図る。普通河川に関しては、河川管理計画を策定し計画的河川整備を推進する。

(農地等の整備等) <農林推進課>

市街地等の周辺の水田は豪雨時の洪水調節機能を果たすほか、農業用排水路は雨水排水の円滑化を図るうえで有効な施設である。これら農地等を適正に管理することで治水機能の維持強化を進める。特に、小規模区画の水田は区画の拡大と大畦畔により治水機能の向上を図ることを検討する。

(洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの更新) <生活環境課>

台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民等の生命・財産を守るため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、町が避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、水害リスク情報の提供により、避難勧告等の発令基準策定や洪水ハザードマップを作成しているが、情報の更新を検討する。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築) <まち整備課>

洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を推進していく。

1－(3) 土砂災害等による死傷者の発生

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)<まち整備課>

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として福島県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき福島県が実施する基礎調査結果の住民説明会への協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図ることを検討する。

土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、避難等災害時の行動について住民理解の向上を図る必要がある。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を、住民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備を検討する。

(土砂災害等防止施設の整備等) <まち整備課>

町内には土砂災害危険箇所 194 カ所、山地災害危険地区 124 カ所などが全域に点在し、土砂災害等防止施設も数多く整備されている。これら施設は福島県の管理によるものであるが、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、福島県と連携し適切な維持管理について協議する。また、土砂災害等の防止上必要とする地区の整備促進のため情報共有体制についても検討が必要である。

(治山施設の整備等) <まち整備課>

これまでの豪雨災に加え令和元年東日本台風豪雨により、法面崩壊等の山地災害が発生しやすい状況になっており、突発的災害等の可能性が高くなっていることから、福島県との連携を密に、速やかな現地対応体制を構築する必要がある。また、治山施設事業の活用により、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備等を推進する。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築) <まち整備課> (再掲)

洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区

域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を推進していく。

1－（４）豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

（雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化）＜まち整備課＞

毎年、除雪時期前に町道及び農林道の除雪事業に係る打合せ会を実施し、地元業者と町と除雪計画及び実施路線の確認を行っているが、他の道路管理者との連携も検討していく。

（沿道の防雪施設の整備）＜まち整備課＞

当地方の積雪は最大でも 30～50 c m であることから特に防雪施設は整備せず、重機での除雪を行っている。除雪を円滑に進めるための沿道の整備は必要だが、沿道私有地の立ち木等の倒木により重大な支障が出る恐れがあるため、沿道の整備及びそれを促す取り組みを検討する。

（道路の除雪体制等の確保）＜まち整備課＞

例年の積雪であれば問題ないが、50 c m を超えるなど豪雪になれば、慣れないオペレーター等での対応となるため除雪が遅れ、孤立する住宅が多数発生するほか、電気通信施設への被害が重なる恐れがあり、孤立した住宅への情報伝達、物資や医療の供給が滞ることが危惧されるため、地元企業の体制強化やオペレーターの訓練が必要である。また、生活道路については地域住民自ら行う除雪に対し、除雪機購入補助等の支援を行っているため、これを継続する。

1－（５）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進）＜学校教育課・生活環境課＞

児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を行っている。

学校管理下における災害発生時には、教諭等の避難誘導や保護者への引き渡しなど課題が残る。これらを的確に実行するため、日頃からの避難訓練や引き渡し訓練等を行なうことが必要である。

(住民等への情報伝達体制の強化) <総務課、生活環境課>

現在、主な情報伝達方法は、IP告知システムと、携帯電話を利用したメール、Lアラートによるテレビ放送への情報提供などがある。IP告知システムは、テレビ電話による双方向通信が可能だが、全戸に配置されているわけではなく、停電時には利用できない。平成29年度に、FMラジオ波を利用する臨時災害局を塙町役場屋上に開設した場合、どこまで受信することが可能か、機械上でシミュレーションを行ったところ、ほぼ町内全域で、カーラジオ等での受信が可能との結果が出ていることから、大規模災害発生時の情報伝達手段としては、一定の効果が期待できる。

(福祉避難所の充実・確保) <健康福祉課>

現在、株式会社 塙町振興公社と福祉避難所としての施設利用に関する協定を結んでいる。令和元年10月の台風の際には、湯遊ランドと町中心部を結ぶ道路が寸断される被害があったことを考慮すると、町内各地に福祉避難所として利用できる施設を確保する必要がある。医療施設や、介護施設など関係機関との協議、検討を進める。

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化) <生活環境課>

地域防災力を向上させるため、様々な訓練を定期的に行い検証を行うことで、地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。

(在留外国人に対する多言語による情報提供) <生活環境課、総務課>

令和2年3月1日現在で、町内在住の外国人は95人となっている。技能実習制度等の受け入れによるものも多く、ある程度日本語を理解できる状況と推測されるが、避難情報の提供については、ホームページに実装されている翻訳機能を活用したり、子どもでも理解できるような避難情報を発信したりするなど、検討する必要がある。

(自助・共助の取組検討) <総務課、生活環境課>

少子高齢化により、災害時に自分の身を守ることや、地域の協力・助け合いで対応することが難しくなっている。大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるため、どのような取組が必要か検討していく。

(自主防災組織等の強化) <生活環境課>

自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図る必要があるが、少子高齢化により自主防災組織の立ち上げや活動が難しくなっていることもあり、防災意識の向上と併せて検討が必要である。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-（1）食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（応急給水体制の整備）<生活環境課>

大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄を行うとともに、給水対策や自衛隊への災害応援要請による応急給水体制の充実を進めていく必要がある。

（上水道施設の防災・減災対策）<生活環境課>

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽化対策等により、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組み、水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する必要がある

（物資供給体制の充実・強化）<生活環境課、総務課>

災害時における生活必需品物資の調達や緊急輸送に関する協定を各種団体と締結しているが、見直しや訓練等を行っていないため、定期的な情報共有を図っていく必要がある。

（非常用物資の備蓄）<生活環境課、健康福祉課>

災害時における非常用備蓄品を定期的に備蓄しているが、備蓄スペースには限りがあり、避難が長期化した場合は、生活必需品物資が間に合わない恐れがある。今後、災害時に物資を搬出しやすい備蓄倉庫の確保や使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新等について、検討する必要がある。

（大規模災害時等における応援体制の充実・強化）<総務課、生活環境課>

災害時における相互応援協定を県内外の地方自治体と締結しているが、定期的な情報共有を図っていく必要がある。

（自助・共助の取組検討）<総務課、生活環境課>[再掲]

少子高齢化により、災害時に自分の身を守ることや、地域の協力・助け合いで対応することが難しくなっている。大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるため、どのような取組が必要か検討していく。

(緊急輸送路等の防災・減災対策) <まち整備課>

町内の指定緊急輸送路は国道 3 路線、県道 3 路線であり、道路管理者と連携して対策を検討しなければならない。これら指定路線は、徐々にではあるが整備されているものの、一車線道路や狭隘道路などが多く(改良率は県平均に比べ低い。例えば国道 349 号の東白川郡内改良率は 49.2% 県平均 76.9%)、緊急時の通行に支障をきたす恐れがある。特に、本町にある救急告示病院の埴厚生病院は、郡内はもちろん県外からの利用者も多く、大規模災害時には多くの方の利用が考えられる。また、茨城県では原子力災害の避難路に指定しており緊急時には指定道路をはじめ周辺道路は相当数の通行が予想される。

このため、一定の幅員を確保し、大規模地震における家屋の倒壊や沿道の小規模な土砂崩れ等による通行止めを防止するほか、道路沿線の点検及びのり面崩落等の未然防止対策を講じる必要がある。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) <まち整備課>

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

(「道の駅」防災拠点化の推進) <まち振興課>

大規模停電が発生した際に、トイレ機能や情報受発信施設が停止する恐れがあるため、太陽光パネルを設置し、緊急時の電源確保に努めている。円滑な災害対応を実現するため、県が進めている「道の駅」の防災拠点化の取り組みに対する支援を検討する。

2- (2) 長期にわたる孤立集落等の発生

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) <まち整備課>

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として福島県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき福島県が実施する基礎調査結果の住民説明会への協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図る。

土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、避難等災害時の行動について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を、住民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

(緊急輸送路等の防災・減災対策) <まち整備課>

町内の指定緊急輸送路は国道 3 路線、県道 3 路線であり、道路管理者と連携して対策を検討しなければならない。これら指定路線は、徐々にではあるが整備されているものの、

一車線道路や狭隘道路などが多く（改良率は県平均に比べ低い。例えば国道 349 号の東白川郡内改良率は 49.2% 県平均 76.9%）、緊急時の通行に支障をきたす恐れがある。特に、本町にある救急告示病院の埴厚生病院は、郡内はもちろん県外からの利用者も多く、大規模災害時には多くの方の利用が考えられる。また、茨城県では原子力災害の避難路に指定しており緊急時には指定道路をはじめ周辺道路は相当数の通行が予想される。

このため、一定の幅員を確保し、大規模地震における家屋の倒壊や沿道の小規模な土砂崩れ等による通行止めを防止するほか、道路沿線の点検及びのり面崩落等の未然防止対策を講じる必要がある。

（迂回路となり得る農道・林道の整備）＜まち整備課＞

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

2-（3）消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下

（訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化）＜生活環境課＞[再掲]

地域防災力を向上させるため、様々な訓練を定期的実施し検証を行うことで、地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。

（大規模災害時等における応援体制の充実・強化）＜総務課、生活環境課＞[再掲]

災害時における相互応援協定を県内外の地方自治体と締結しているが、定期的な情報共有を図っていく必要がある。

（消防団の充実・強化）＜生活環境課＞[再掲]

消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしているが、被用者の増加、高齢化等により団員数が年々減少しており、持続的な消防団員の確保が課題である。対策の一環として、消防協力隊の確保について、従来の取組を見直し、組織体系の強化を検討する。

（ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化）＜健康福祉課、生活環境課＞

ドクターヘリの離着陸場所は 3 か所ある。福島県、茨城県との広域連携は行っている。栃木県との広域連携を要望しているところである。

(災害時医療・福祉人材の確保) <健康福祉課、総務課>

医療・福祉の専門職や連携する医療施設関係者等の不足等により、災害時の医療・救急活動が十分に行えない状況が予測される。地域医療体制の充実のため、埴厚生病院の母体である福島県厚生農業協同組合連合会に、医療体制の充実に関する要望書を提出している。

(福祉避難所の充実・確保) <健康福祉課>[再掲]

現在、株式会社 埴町振興公社と福祉避難所としての施設利用に関する協定を結んでいる。令和元年 10 月の台風の際には、湯遊ランドと町中心部を結ぶ道路が寸断される被害があったことを考慮すると、町内各地に福祉避難所として利用できる施設を確保する必要がある。医療施設や、介護施設など関係機関との協議、検討を進める。

(下水道業務継続計画 (BCP) の策定・推進) <生活環境課> [再掲]

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかに下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた業務継続計画 (BCP)」を策定している。災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

(下水道施設の維持管理) <生活環境課> [再掲]

大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められる。町では、定期的に管路のカメラ調査を実施しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策と維持管理費用の低減を推進するため、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

2- (4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症予防措置の推進) <健康福祉課>

予防接種や感染症に関する情報提供等普及啓発などは取り組んでいるが、感染症対策のための人材育成の取り組みが弱い。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-（1）災害時の治安維持等災害対応力の強化

（災害時の治安維持体制の検討）<生活環境課>

災害による停電等により、道路交通の混乱や避難生活によって空き家屋等が生じ、犯罪増加が懸念されるが、具体的な取り組みについては、今後検討を進める必要がある。

3-（2）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続に必要な体制の整備）<総務課>

職員が被災した場合、行政機能の低下が懸念される。業務継続のための訓練や非常時優先業務の見直しなど、埴町業務継続計画の実効性を高める取組を推進していくとともに、計画の見直しを行い、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を検討する。

（受援体制の整備）<総務課、生活環境課>

受援体制の整備については、受援計画の策定等の検討が必要となってくるが、地域防災計画や業務継続計画の見直し等の段階で、必要に応じて地域計画へ盛り込む必要があるか検討する。

（防災拠点施設の機能確保）<生活環境課、総務課>

災害時の防災拠点施設として機能するよう、防災センターの整備を行っている。本庁舎は老朽化しており、耐防災拠点施設として活用するためには、非常電源の整備や耐震等の課題がある。

（町有施設（庁舎等）の耐震化等）[再掲]

役場庁舎の耐震化率は0.7であり防災拠点としての0.75を下回っている。一部サーバなどは防災庁舎に移動しているが、大規模地震などによる端末の破損などは事務処理に混乱をきたす恐れがある。また、防災情報の発信基地は、浸水区域にありまた耐震化されない施設にあることから、洪水、地震時の情報発信ができなくなる恐れがあり、施設の耐震化及び重要書類、重要物の浸水を免れる場所への配置を進める必要がある。（まち整備課）

（公共施設等の長寿命化の推進）[再掲]

平成29年度に策定した「埴町公共施設等総合管理計画」に基づき、町道・林道・体育館施設の計画が策定されている状況であり、令和2年度中にその他施設等の個別施設計画が策定される予定となっている。

（訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化）<生活環境課>[再掲]

地域防災力を向上させるため、様々な訓練を定期的に行い検証を行うことで、地域防

災体制の更なる充実を図る必要がある。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) <総務課、生活環境課>[再掲]

災害時における相互応援協定を県内外の地方自治体と締結しているが、定期的な情報共有を図っていく必要がある。

(緊急車両等に供給する燃料の確保) <総務課、生活環境課>

東日本大震災のあとは、長期間にわたってガソリンなどの供給量が不足し、社会生活にも大きな影響を与えた。災害時に緊急車両や公用車の燃料等が確保できない場合、災害対応業務が停滞する。協定等は締結しているが、有事の際の連絡体制など、確認が必要。また、燃料の備蓄についても、必要に応じて検討する。

3- (3) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設の機能確保) <生活環境課、総務課>

災害時の防災拠点施設として機能するよう、防災センターの整備を行っている。本庁舎は老朽化しており、耐防災拠点施設として活用するためには、非常電源の整備や耐震等の課題がある。

(情報システムの業務継続体制 (ICT-BCP) の強化) <総務課、各システム管理課>

防災センター内のサーバ室については、非常電源が設置されており、クラウドシステムとなっていることから、データセンターとの通信が遮断されなければ情報システムは利用できる。通信が遮断された状態でも、サーバ室に設置された照会、発行サーバに切り替えることで、同サーバ内に蓄積されたバックアップデータにより、住民情報等の照会、住民票の発行等に対応できる。しかし、本庁側については、非常電源装置が設置されていないため、停電時には本庁側で業務を継続することは困難であり、本庁舎を補修するなどして長期的に利用していくのであれば、非常電源装置の設置を検討することが求められる。

(情報通信設備の耐災害性の強化) <総務課、各システム管理課>

現行システムは単独クラウドシステムとなっていることから、鮫川村、棚倉町など、周辺の TKC システム利用町村と、自治体クラウド化に向けた協議を行い、災害時には相互に他市町村の住民データの照会、各種証明書等の発行ができるような協定の締結、環境の構築について検討する。

(多様な通信手段の確保) <総務課、生活環境課>

災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の

伝達・収集を行うため、IP告知システムやLアラートの活用、FM臨時災害局の開設、長距離無線LANなど、多様な通信手段の維持・確保を検討する。IP告知システムは、停電時に利用することができず、希望世帯のみに貸与されているため、停電時の情報伝達体制の検討が課題となっている。

(住民等への情報伝達体制の強化) <総務課、生活環境課>

現在、主な情報伝達方法は、IP告知システムと、携帯電話を利用したメール、Lアラートによるテレビ放送への情報提供などがある。IP告知システムは、テレビ電話による双方向通信が可能だが、全戸に配置されているわけではなく、停電時には利用できない。平成29年度に、FMラジオ波を利用する臨時災害局を埴町役場屋上に開設した場合、どこまで受信することが可能か、機械上でシミュレーションを行ったところ、ほぼ町内全域で、カーラジオ等での受信が可能との結果が出ていることから、大規模災害発生時の情報伝達手段としては、一定の効果が期待できる。

4. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-（1）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

（高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備）＜まち整備課＞

主要道路である一般国道 118 号、一般国道 289 号、一般国道 349 号、主要地方道埴大津港線、主要地方道埴泉崎線、一般県道高萩埴線、一般県道磐城埴停車場線、一般県道石井大子線、一般県道矢祭山八槻線、一般県道赤坂東野埴線の改良整備について、引き続き県に要望していく。また、これら主要道路と主要町道とのアクセス道の整備を図っていく必要がある。

（緊急輸送路等の防災・減災対策）＜まち整備課＞〔再掲〕

町内の指定緊急輸送路は国道 3 路線、県道 3 路線であり、道路管理者と連携して対策を検討しなければならない。これら指定路線は、徐々にではあるが整備されているものの、一車線道路や狭隘道路などが多く（改良率は県平均に比べ低い。例えば国道 349 号の東白川郡内改良率は 49.2% 県平均 76.9%）、緊急時の通行に支障をきたす恐れがある。特に、本町にある救急告示病院の埴厚生病院は、郡内はもちろん県外からの利用者も多く、大規模災害時には多くの方の利用が考えられる。また、茨城県では原子力災害の避難路に指定しており緊急時には指定道路をはじめ周辺道路は相当数の通行が予想される。

このため、一定の幅員を確保し、大規模地震における家屋の倒壊や沿道の小規模な土砂崩れ等による通行止めを防止するほか、道路沿線の点検及びのり面崩落等の未然防止対策を講じる必要がある。

（迂回路となり得る農道・林道の整備）＜まち整備課＞〔再掲〕

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

（橋梁施設の耐震対策等）＜まち整備課＞〔再掲〕

平成 28 年 29 年度の 2 年間で橋梁 101 橋の点検を行っており、その結果、19 橋がレベルⅢ（早期措置段階）の判定であり緊急性の高いものから順次、着手し改修工事を行っている状況である。橋梁の補修を目的としているが、主要町道については耐震化対策を講じることも検討していく必要がある。

(家畜伝染病対策の充実・強化) <まち振興課>

大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

4- (2) 食料等の安定供給の停滞

(高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備) <まち整備課>[再掲]

災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備について、国、県に、高速自動車国道・地域高規格道路に至る幹線道路ネットワークの早期整備を要望、推進する。

(緊急輸送路等の防災・減災対策) <まち整備課>[再掲]

町内の指定緊急輸送路は国道3路線、県道3路線であり、道路管理者と連携して対策を検討しなければならない。これら指定路線は、徐々にではあるが整備されているものの、一車線道路や狭隘道路などが多く(改良率は県平均に比べ低い。例えば国道349号の東白川郡内改良率は49.2%県平均76.9%)、緊急時の通行に支障をきたす恐れがある。特に、本町にある救急告示病院の埴厚生病院は、郡内はもちろん県外からの利用者も多く、大規模災害時には多くの方の利用が考えられる。また、茨城県では原子力災害の避難路に指定しており緊急時には指定道路をはじめ周辺道路は相当数の通行が予想される。このため、一定の幅員を確保し、大規模地震における家屋の倒壊や沿道の小規模な土砂崩れ等による通行止めを防止するほか、道路沿線の点検及びのり面崩落等の未然防止対策を講じる必要がある。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) <まち整備課>[再掲]

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

(食料生産基盤の整備) <まち整備課>

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる

ことから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。

(農業水利施設の適正な保全管理) <まち整備課>

農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理等の取組により、安全安心な農山村づくりを進めていく必要がある。

5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、これらの早期復旧を図る

5－（１）電気・石油・LP ガス等の供給機能の停止

（避難所等へのLPガス供給）<総務課、健康福祉課、生活環境課>

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定の締結を進め、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保するとともに、いつ起こるかかわからない災害に備えて、日頃からの協力要請や連絡体制を相互に確認し、ガス供給事業者との連携強化に取り組む。

（電力関係事業者との連携強化）<総務課、生活環境課、まち振興課>

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、日頃からの電力関係事業者との連絡体制の確認、連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組んでいく。

（緊急車両等に供給する燃料の確保）<総務課、生活環境課> [再掲]

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。今後も引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。

5－（２）上下水道等の長期間にわたる機能停止

（上水道施設の防災・減災対策）<生活環境課> [再掲]

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽化対策等により、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組み、水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する必要がある。

（下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進）<生活環境課> [再掲]

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかに下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた業務継続計画（BCP）」を策定している。災害発生時の対応手順の定着

と確実な実行のため、下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

(下水道施設の維持管理) <生活環境課>[再掲]

大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設の適切な維持管理が求められる。町では、定期的に管路のカメラ調査を実施しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策と維持管理費用の低減を推進するため、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

(農業集落排水施設の整備等) <生活環境課>

農業集落排水処理施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新を推進するとともに、施設の長寿命化を計画的に進めるための最適整備構想の策定や適時適切な施設の修繕・更新に取り組み、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持及び公共用水域の水質保全を促進する。

5- (3) 基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

(高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備) <まち整備課> [再掲]

災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備について、国、県に、高速自動車国道・地域高規格道路に至る幹線道路ネットワークの早期整備を要望、推進する。

(緊急輸送路等の防災・減災対策) <まち整備課>[再掲]

町内の指定緊急輸送路は国道3路線、県道3路線であり、道路管理者と連携して対策を検討しなければならない。これら指定路線は、徐々にではあるが整備されているものの、一車線道路や狭隘道路などが多く(改良率は県平均に比べ低い。例えば国道349号の東白川郡内改良率は49.2%県平均76.9%)、緊急時の通行に支障をきたす恐れがある。特に、本町にある救急告示病院の埴厚生病院は、郡内はもちろん県外からの利用者も多く、大規模災害時には多くの方の利用が考えられる。また、茨城県では原子力災害の避難路に指定しており緊急時には指定道路をはじめ周辺道路は相当数の通行が予想される。

このため、一定の幅員を確保し、大規模地震における家屋の倒壊や沿道の小規模な土砂崩れ等による通行止めを防止するほか、道路沿線の点検及びのり面崩落等の未然防止対策を講じる必要がある。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) <まち整備課>[再掲]

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

(橋梁施設の耐震対策等) <まち整備課> [再掲]

平成 28 年 29 年度の 2 年間で橋梁 101 橋の点検を行っており、その結果、19 橋がレベルⅢ(早期措置段階)の判定であり緊急性の高いものから順次、着手し改修工事を行っている状況である。橋梁の補修を目的としているが、主要町道については耐震化対策を講じることも検討していく必要がある。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) <まち整備課>[再掲]

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として福島県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき福島県が実施する基礎調査結果の住民説明会への協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図る。

土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、避難等災害時の行動について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を、住民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

(道路の防雪施設の整備) <まち整備課>[再掲]

当地方の積雪は最大でも 30~50 c m であることから特に防雪施設は整備せず、重機での除雪を行っている。除雪を円滑に進めるための沿道の整備は必要だが、沿道私有地の立ち木等の倒木により重大な支障が出る恐れがあるため、沿道の整備及びそれを促す活動が必要である。

(沿道の除雪体制等の確保) <まち整備課>[再掲]

例年の積雪であれば問題ないが、50 c m を超えるなど豪雪になれば、慣れないオペレーター等での対応となるため除雪が遅れ、孤立する住宅が多数発生するほか、電気通信施設への被害が重なる恐れがあり、孤立した住宅への情報伝達、物資や医療の供給が滞ることが危惧されるため、地元企業の体制強化やオペレーターの訓練などが必要である。また、生活道路については地域住民自ら行う除雪に対し、除雪機購入補助等の支援を行っているが、これを継続していく。

(地域公共交通の確保) <まち振興課>[再掲]

現在、主な公共交通は、鉄道・路線バス・タクシーである。暮らしの足として欠かせな

いバス交通は、路線バス 22 系統、スクールバス 3 系統が運行されているが、路線バスを
通学に利用している路線以外は全て赤字路線となっている。また、タクシーについては令
和元年度地域別定額タクシーの実証実験を行い、本格導入に向けて検討中である。

台風 19 号の影響で、水郡線は西金～常陸大田駅間で運行できない状況が続いており、
全線運転再開の見通しは、令和 3 年夏頃となっている。

このような現状と交通の状況をふまえ、住民が利用しやすく持続可能な公共交通体系を
再構築するため、公共交通政策のマスタープランとなる地域公共交通網形成計画の策定を
行い、計画に沿って事業を進めている。

5 - (4) 異常渇水等による用水の供給途絶

(渇水時における情報共有体制の確保) <生活環境課>

町内の渇水状況を把握し、渇水の段階に応じた関係者による情報共有及び節水の呼びか
け等の広報を行う体制の整備を検討する。渇水が発生した場合、迅速かつ的確な初動対応
を実現できるよう、日頃から渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報
共有体制の確立に向けて取り組んでいく必要がある。

(農業用水の渇水対策) <生活環境課、まち振興課、まち整備課>

異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配
備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適
切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水
の渇水対策の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6－（１）ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業水利施設の適正な保全管理）＜まち整備課＞

農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理等の取組により、安全安心な農山村づくりを進めていく必要がある。

（農業用ため池ハザードマップの作成）＜まち整備課＞

ため池の防災、減災についてため池ハザードマップを作成する。ため池決壊時の浸水状況を予測し、下流域の地形や決壊条件を考慮し氾濫流を計算したため池のハザードマップの作成を進める。

（ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備）＜まち整備課＞[再掲]

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として福島県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき福島県が実施する基礎調査結果の住民説明会への協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図る。

土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、避難等災害時の行動について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を、住民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

6－（２）有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の拡散・流出防止対策の推進）＜生活環境課、まち振興課＞

災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生する恐れがある。町単独では、有害な化学物質等の流出に対応する体制が整っていないため、今後検討を進める必要がある。

（アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体）＜まち整備課＞

使用建築物については、公共建築物の把握は出来ているが、民間建築物についての把握は困難な状況にあるため、民間建築物については所有者への啓蒙・啓発を推進していく必要がある。

6－（3）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（食料生産基盤の整備）＜まち整備課＞〔再掲〕

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。

（災害に強い森林の整備）＜まち振興課＞

林業従事者の高齢化や生活様式の変化により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にある。森林整備を継続的に実施し、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等により、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

（農業水利施設の適正な保全管理）＜まち整備課＞

農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理等の取組により、安全安心な農山村づくりを進めていく必要がある。

（鳥獣被害防止対策の充実・強化）＜まち振興課＞

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加している。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。

（農業・林業の担い手確保・育成）＜まち振興課＞

農林業従事者の高齢化や農業経営体数の減少等による耕作放棄地の増加等の課題が懸念されている。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいく必要がある。

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-（1）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる

（災害廃棄物処理計画の策定・処理・収集運搬体制の充実・強化）<生活環境課>

災害時において、災害廃棄物の発生により、悪臭・害虫・火災等の環境悪化につながり住民生活に支障をきたす恐れがある。東白クリーンセンターの処理能力を勘案し、災害廃棄物が発生した場合の仮置き場や処分方法などについて、検討を進めていく必要がある。

7-（2）復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる

（人的支援の受け入れ）<総務課>

災害時の業務対応のために、積極的に人的支援を受け入れる体制が整備されていない。業務継続計画に沿った体制が整備できるよう検討を進める必要がある。

（大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化）<総務課、生活環境課>[再掲]

災害時における相互応援協定を県内外の地方自治体と締結しているが、定期的な情報共有を図っていく必要がある。

（復旧・復興を担う人材の育成）<総務課、まち整備課>

応急復旧の体制整備や復旧復興業務のための人材育成が不十分であり、円滑な復旧・復興に支障があると考えられる。

（災害・復興ボランティア関係団体との連携強化）

ボランティアの受け入れについては、社会福祉協議会が窓口となっていくこととなっているが、支援を必要とする人や場所等、ニーズの把握と連携・協働体制の構築について、検討する必要がある。

7-（3）地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる

（地域公共交通の確保）<まち振興課>[再掲]

現在、主な公共交通は、鉄道・路線バス・タクシーである。暮らしの足として欠かせないバス交通は、路線バス 22 系統、スクールバス 3 系統が運行されているが、路線バスを通学に利用している路線以外は全て赤字路線となっている。また、タクシーについては令和元年度地域別定額タクシーの実証実験を行い、本格導入に向けて検討中である。

台風19号の影響で、水郡線は西金～常陸大田駅間で運行できない状況が続いており、全線運転再開の見通しは、令和3年夏頃となっている。

このような現状と交通の状況をふまえ、住民が利用しやすく持続可能な公共交通体系を再構築するため、公共交通政策のマスタープランとなる地域公共交通網形成計画の策定を行い、計画に沿って事業を進めている。

(自助・共助の取組検討) <総務課、生活環境課>[再掲]

少子高齢化により、災害時に自分の身を守ることや、地域の協力・助け合いで対応することが難しくなっている。大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるため、どのような取組が必要か検討していく。

(自主防災組織等の強化) <生活環境課>[再掲]

自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図る必要があるが、少子高齢化により自主防災組織の立ち上げや活動が難しくなっていることもあり、防災意識の向上と併せて検討が必要である。

(地籍調査の推進) <まち整備課>

現在進捗率は約57%であり、財源確保も課題で、完了まで相当の年数を要する。しかし、高齢化や世代交代で、土地の境界が分かる方が少なくなっており、迅速に国土調査を進めなければならない。また、円滑な道路改良、公共事業、民間の土地取引、適正な固定資産税の課税、森林施業、災害復旧といったさまざまな分野に支障を及ぼす。